

最終更新日:2015年7月10日

株式会社 ファルテック

代表取締役社長 戸井田 和彦

問合せ先:総務部 044-520-0290

証券コード:7215

<http://www.faltec.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「時代をリードする価値ある商品・サービスを提供し、美しく豊かなクルマ社会の実現に貢献する」という経営理念の下、法令を遵守し公正かつ良識ある企業活動を展開のうえ、信頼されるパートナーとなることを目指しております。こうした中、当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TPR株式会社	5,134,500	55.51
GUANGDONG TGPM AUTOMOTIVE INDUSTRY GROUP CO., LTD.	444,408	4.80
SRG GLOBAL, INC.	377,655	4.08
小手川 隆	211,500	2.28
CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY	210,000	2.27
株式会社 JCU	180,000	1.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	109,700	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	95,900	1.03
日本証券金融株式会社	85,400	0.92
西川 猛	66,900	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	TPR株式会社 (上場:東京) (コード) 6463
--------	----------------------------

補足説明	——
------	----

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、主要株主と取引を行う際は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、職務権限規程に基づき、社外取締役3名を含む取締役会において決議を行い、少数株主の保護に努めてまいります。また、当社では社外監査役3名

を含む監査役は取締役会に出席し、監査役会にて適切な監査意見を形成するプロセスを経ることで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保してまいります。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の筆頭株主かつ主要株主であるTPR(株)は、当社の議決権の55.52%を所有しております。親会社グループと当社グループは、同じ自動車業界に属しておりますが、両社グループの事業領域が異なり、明確な棲み分けがなされておりますので、当社グループの独立性は維持されております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
富田 健一	他の会社の出身者		○					○					
山田 正四郎	他の会社の出身者		○					○					
木村 新	他の会社の出身者								△				

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田 健一		上場会社として必要となる円滑な情報連携体制を維持することを目的とし、親会社の役員を兼任しております。	他の会社の取締役など豊富な経営者経験を有しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断したため。
山田 正四郎		上場会社として必要となる円滑な情報連携体制を維持することを目的とし、親会社の顧問を兼任しております。	ものづくりや生産管理に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断したため。
木村 新	○	株式会社ダイハツサポートセンター相談役 有限会社グッディア会長	自動車産業の豊富な知識、経験を有しており、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	その他

補足説明

委員長(議長)欄の「その他」は、社外監査役であります。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、日々会計監査人と監査室との密接な連携に努めており、監査の効率を高めています。監査役と会計監査人は四半期に1回以上定期的にコミュニケーションの場を設けております。また、監査役と監査室とは、月1回以上の連絡会を定例的に開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原田 恒敏	公認会計士										△			
林 孝光	他の会社の出身者			○						○				
吉野 保則	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

原田 恒敏	公認会計士原田恒敏事務所代表 株式会社日立物流社外取締役 株式会社アルプス技研社外監査役	公認会計士として、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断したため。
林 孝光	上場会社として必要となる円滑な情報連携体制を維持することを目的とし、親会社の業務執行者を兼任しております。	専門的な知識と幅広い経験を有し、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断したため。
吉野 保則	吉野公認会計士事務所代表 吉野製綿寝具株式会社取締役 東洋埠頭株式会社社外監査役	公認会計士として、豊富な専門知識と高い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行出来るものと判断したため。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成22年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき、新株予約権の付与(ストックオプション)を平成22年7月31日に行っております。

ストックオプションの付与対象者 <a href="#">更新</a>	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
------------------------------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、発行しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1) 基本方針

当社の役員報酬は、当社グループ各事業年度の業績向上並びに中長期的な企業価値の増大を念頭に、他社水準等を考慮の上、当社取締役、監査役に求められる能力及び責任に見合った水準に設定するものとする。

役員報酬は、指名報酬委員会の諮問を受けた後、決定される。

#### 2) 取締役の報酬等

A. 業務執行に携わる常勤取締役の報酬は原則として以下の2要素で構成される。

a. 役位に応じた全体的な役割、貢献に対する定額報酬

——基本年俸

b. 事業年度の会社業績及び個人業績に連動した報酬

——加算報酬

加算報酬は、各取締役基本年俸の30%を超えないものとし、別途設定されるガイドラインに従い各取締役ごとに決定される。加算報酬は翌事業年度の基本報酬に加算して支給されるものとする。

B. 業務執行に携わる常勤取締役には基本報酬、加算報酬の他、当社グループの企業価値向上に向けたインセンティブとしてストックオプションを付与することも可能とする。

C. 社外取締役、非常勤取締役の報酬は基本年俸のみとする。

#### 3) 監査役報酬

監査役報酬は、監査役が当社グループ全体の職務執行を監査する責務を負うことから役位に応じて定額報酬として支給されるものとする。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役については、総務部が当社の社外取締役としての活動に対する支援を行っております。  
社外監査役については、社内情報の伝達、監査役会資料の事前提供などの監査活動支援を、常勤の社内監査役及び専任の監査役スタッフが担当しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

### (a)取締役会

取締役会は月1回以上開催しています。主に、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により、業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役の総数は8名(うち社外取締役3名)であります。社外取締役は経営者としての豊富な経験や高い見識を持ち、独立した立場からの監督機能としての役割を果たしております。なお、業務執行については執行役員制度を採用しており、執行役員及び従業員に権限委譲しております。

### (b)Corporate Officers Meeting(以下COMと記す)

常勤取締役、執行役員を主たるメンバーとしたCOMを週に1回開催しております。

COMにおいては、経営課題をタイムリーに共有するとともに、経営に関する重要事項を審議し、経営上の重要課題や業務施策の進捗状況等について、審議・意思疎通を図ることを目的としております。

### (c)リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会

リスク管理委員会は、リスク管理活動を円滑に実践かつ徹底し、リスク管理に必要な情報の共有化を図るため、代表取締役、リスク管理担当役員及び各部門のリスク管理責任者をメンバーとして3ヶ月に1回以上開催され、リスク管理の基本方針並びに全社的なリスク意識の醸成に関する事項等を審議・決定しております。

また、コンプライアンス委員会は、法令遵守を円滑に実践かつ徹底を図るため、代表取締役、コンプライアンス担当役員及び各部門のコンプライアンス責任者をメンバーとして3ヶ月に1回以上開催され、コンプライアンスの基本方針並びに遵守事項の普及・徹底方針に関する事項等を審議・決定しております。

### (d)監査役会

当社は監査役会設置会社です。監査役会は社外監査役3名を含む計4名の監査役で構成されており、うち1名が常勤監査役です。各監査役は取締役会に常時出席するとともに監査役監査基準に従い、取締役の職務執行及び取締役会の意思決定の監査を行っております。また、全監査役で構成する監査役会においては、監査報告の作成及び監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法等監査役の職務の執行に関する事項の決定を行っております。監査役会は月1回以上開催しております。監査役は取締役会やその他重要な会議への出席や取締役及び執行役員の職務の状況を聴取する等を通して、職務の執行状況を監査しております。また、代表取締役とも定期的な会合を持ち、意見交換を行っております。監査役相互には、監査役会において情報共有を図るとともに監査室からは定期的に監査計画及び監査結果の報告を受けております。また、監査役は会計監査人からも監査計画及び監査結果の報告を受け、その妥当性を確認しております。

### (e)監査室

当社の監査室(3名)は、年度監査計画に基づき、定期的に当社各部門及び国内・海外子会社の業務執行状況や法令への適合状況等について内部監査を行い、監査結果に対する改善の進捗状況を継続的に確認しております。内部監査の結果については、内部監査結果通知書を作成し、監査対象部署に改善を指摘しております。監査対象部署は、指摘事項について、通知後速やかに指摘事項に対する措置回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

また、コンプライアンス及びJ-SOXに係る監査を実施しております。監査室と監査役は、定期的に情報交換の会合を開催し、相互に連携をとっております。

### (f)会計監査人

当社は会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会を設置、社外監査役の参画により、取締役の職務執行及び取締役会の意思決定を適正に監査する体制があり、取締役会に社外取締役を招請し、専門的、第三者の見地から取締役の業務執行を監督する体制も構築しており、コーポレート・ガバナンス上有効な体制と考えています。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会の開催日につきましては、開かれた株主総会を目指した開催日を適宜検討、設定しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回～2回の定期開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、株主通信等の掲載をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ファルテックグループ行動規範、会社情報適時開示規程等、ステークホルダーの立場を尊重する規程を整備しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報適時開示規程を整備しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、下記内容について平成27年5月28日の取締役会において決議しております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、社会の一員として法令及び定款に適合した公正、透明かつ効率的な事業活動を推進し社会的責任を果たす。

1) 取締役会を取締役会規則に基づき1ヶ月に1回以上開催し、重要な業務執行について審議、決定すると共に、取締役から業務執行状況の報告を受ける事などにより取締役の職務の執行を監督する。

2) 常勤取締役、執行役員を主たるメンバーとしたCorporate Officers Meeting (COM) を週1回開催し、経営課題の共有と重要案件の協議並びに進捗確認を行う。

3) リスク管理活動の円滑な実践とリスク情報の共有を目的として、代表取締役、リスク管理担当役員並びに各部門のリスク管理責任者をメンバーとしたリスク管理委員会を設ける。

4) 法令遵守の基本方針並びに遵守事項の徹底を図ることを目的に代表取締役、コンプライアンス担当役員並びに各部門のコンプライアンス責任者をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設ける。

5) 「ファルテックグループ行動規範」を制定し当社及び当社グループに所属する全員が法令・規則等並びに社内規程の遵守を推進する。

6) 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

7) 当社業務の有効性・効率性及び法令遵守を確保するために内部監査部門による内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告されるほか定期的に取締役会に報告される。

8) 当社は財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要は是正を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産管理規程等の当社諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じてリスク管理規程等関連する社内規程に基づき、リスク管理委員会並びに各部門で適切に対応する。大規模地震等の非常災害発生に備え、対応組織の整備、情報連絡体制の構築、並びに定期的な防災訓練の実施等適切な対応体制を構築する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要事項については、取締役会やCOMその他の会議体において適宜審議決定する等、効率的な業務運営を実施する。各取締役は、役員規程、職務権限規程に基づき指定された決定権限の範囲内で、担当業務について決定し執行する。取締役は、3ヶ月に1回以上、職務の執行状況について取締役会に報告する。また内部監査部門は、効率的な取締役の業務執行がなされるよう内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は代表取締役並びに業務を担当する取締役の指揮命令の下、ファルテックグループ行動規範並びにコンプライアンス規程等社内規程に基づき職務の執行を行う。使用人の職務の執行は業務執行手続や報告等を通して、取締役の監督を受ける。またコンプライアンス委員会を定期的に開催し法令遵守の徹底を図ると共に内部監査を実施しその結果を代表取締役社長に報告する。更には監査部門及び外部弁護士を窓口とした内部通報体制を構築し、通報者の保護を図りつつ公正な職務の遂行を確保する体制を確立する。内部通報の情報についても定期的に取締役会に報告される。

(f) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は親会社と相互に経営の独立性を維持しながら企業グループを形成し、親会社と共にグローバルな自動車業界でのプレゼンスを高めていく。親会社からの独立性の維持にあたり親会社と当社の利益相反に十分留意する。

また当社及び当社子会社よりなる当社企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう当社は当社子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。

1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社管理規程により各子会社の承認事項、報告事項を定め、当社決裁権限者が承認、報告受領する体制を構築する。当社各部門は子会社との連携を密接にし、子会社における重要な業務の進展に関与する。

2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は各子会社に対し経営に関する重要な計画を策定させると共に、各子会社から業績並びに業務の進展状況に係る報告を定期的に受領し、定期的に当社取締役会に報告する。各子会社はリスク管理規程を制定の上リスク管理を実行し、リスク管理上重要な発生事実に関しては、発生後直ちに発生事実報告を当社あて提出する体制とする。

3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社各部門が子会社の重要な業務に関し本社会議体を活用した協議、指導助言を行うほか、当社子会社管理規程並びに各子会社の職務権限規程により子会社取締役等の決裁権限を規定し、子会社の業務遂行が効率的に行われる体制を構築する。

4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

ファルテックグループ行動規範をグループ各子会社に展開し、誓約書提出及び継続的な誓約書確認によりコンプライアンス意識の維持、向上を図ると共に各子会社がコンプライアンス規程を制定の上、法令並びに定款の遵守を図る。

当社内部監査部門が子会社の内部監査も行うほか、当社内部通報窓口は子会社からの通報にも対応する体制とする。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当社監査役と協議の上、必要に応じて当社監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

(h) 監査役を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、当社取締役から独立しており監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

(i) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人の人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては監査役会との事前協議を要するものとする。

(j) 監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役が報告すべきと定めた事項、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実のほか当社の業務執行上重要と判断される事項について監査役に報告する。また内部通報窓口への通報についても監査役に報告する。

2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生及びファルテックグループ行動規範や法令等に対する違反を監査役に報告する。内部通報窓口に対するグループ各社からの通報についても監査役に報告する。

(k) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

当社は監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社並びに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。また内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益取扱いを禁止する。

(l) 監査役を補助する使用人の費用の負担又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役又は監査役会が監査の実施のために、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定、その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを承認するものとする。

(m) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制(監査環境)の整備に留意する。

監査役は取締役会の他重要な会議に出席すると共に、当社が保存・管理する資料等を閲覧できるものとする。代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を高めるため定期的に会合を持つこととする。

監査役監査の有効性を確保するため、当社及び当社グループの内部監査を実行する当社監査部署は3ヶ月に1回以上、監査役に対して監査報告を行う。監査役は、監査役監査基準に従い、当社及び当社子会社の取締役の職務執行及び取締役会の意思決定の監査を通して、監査役監査の有効性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「ファルテックグループ行動規範」を定め、法令・規則等及び社内規程の遵守、透明性の確保等につき全役員・従業員に周知徹底を図っております。ファルテックグループ行動規範にある“透明性の確保”に準じ、反社会的勢力関与防止に取り組んでおります。

社内体制としては、総責任者を総務担当役員、事務局を総務部とし、当企業集団の反社会的勢力関与防止の対応状況につき情報が集約される体制になっております。又、定期的開催されるコンプライアンス委員会にも報告され情報共有を図っております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制については、「会社情報適時開示規程」を定め、取締役会で決定した事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えられる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

